

平成21年6月
市川市定例教育委員会会議録

市川市教育委員会

平成21年6月定例教育委員会会議録

- 1 日 時 平成21年6月15日（月） 午後2時00分 開議
- 2 場 所 第5委員会室
- 3 日 程
 - 1 開会
 - 2 会期の決定
 - 3 議事日程の決定
 - 4 会議録署名委員の指名
 - 5 議案第10号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
議案第11号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
議案第12号 平成21年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第13号 平成21年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
議案第14号 市川市社会教育委員の委嘱について
議案第15号 市川市博物館協議会委員の委嘱について
 - 6 その他
 - (1) 平成20年度市民からの意見等について
 - (2) 平成21年度市川市奨学生の決定について
 - (3) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業について
 - (4) 新型インフルエンザに対する本市教育委員会等のこれまでの対応について
 - (5) 平成21年度きらきら体験事業について
 - 7 閉 会
- 4 本日の会議に付した事件
 - 1 議案第10号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正について
議案第11号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱について
議案第12号 平成21年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認について
議案第13号 平成21年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任について
議案第14号 市川市社会教育委員の委嘱について

議案第15号 市川市博物館協議会委員の委嘱について

2 その他

- (1) 平成20年度市民からの意見等について
- (2) 平成21年度市川市奨学生の決定について
- (3) 発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業について
- (4) 新型インフルエンザに対する本市教育委員会等のこれまでの対応について
- (5) 平成21年度きらきら体験事業について

5 出席委員 宇田川 進
吉岡 博之
五十嵐 美美子
中村 ふじ江
田中 庸惠

6 出席職員、職・氏名

教育次長	伊藤 恵津子	教育総務部長	原 健二
学校教育部長	山崎 繁	生涯学習部長	田口 修
教育総務部次長	栗原 久則	学校教育部次長	古山 弘志
生涯学習部次長	角来 富美枝	教育政策課長	山田 修一
人事福利担当室長	田米開 豊	就学支援課長	西村 享
教育施設課長	渡邊 静男	義務教育課長	藤間 博之
指導課長	川口 知子	保健体育課長	押田 敏郎
教育センター所長	川添 茂	生涯学習振興課長	齋藤 忠昭
地域教育課長	浅岡 裕	青少年育成課長	曾根 洋次郎
公民館センター長	堀切 公雄	中央図書館長	露木 芳輝
考古博物館長	石毛 一成	自然博物館長	西 博孝

7 事務局職員、職・氏名

教育政策課	主幹	山田 浩一
"	主幹	谷内 弘美
"	主任	堀 優子

○ 宇田川委員長

ただいまより、平成21年6月定例教育委員会を開催いたします。本日の会議は、委員の全員が出席しておりますので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定により成立いたしました。この定例会の会期は、市川市教育委員会会議規則第3条第2項の規定により、本日1日といたします。それでは、日程に従い議事を進めます。会議録署名委員の指名を行います。会議規則第39条の規定により、会議録署名委員は委員長、吉岡委員、中村委員を指名いたします。続きまして、議事5議案に入ります。議案第10号 市川市私立幼稚園就園奨励費補助金交付規則の一部改正についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 就学支援課長

資料は1ページから7ページでございます。この補助金につきましては、国の補助を受けて行っている事業でございまして、私立幼稚園の設置者が保護者から徴収する保育料及び入園料を減免した場合、幼稚園の設置者に対して、保護者の所得区分に応じて交付するものでございます。今回の改正は、平成21年度に国の補助金実施基準が改正されたことに伴いまして、補助金額の改正を行うものでございます。改正内容につきましては、資料の4ページに新旧対照表がございます。この別表1をごらんいただきたいと思います。こちらは、兄、姉が幼稚園児の場合についての規定です。補助対象条件は従来どおりでございますが、補助金額が改正されております。改正幅は、所得額及び子どもの数によりまして15区分あります。3,000円から5万1,000円の範囲で増額となっております。続きまして、6ページの別表2をごらんください。こちらは、小学校の第1学年から3学年に幼稚園児の兄、姉がいる場合の規定でございます。補助対象条件は従来どおりでございますけれども、補助金額を改正するものでございます。改正幅は、所得額、子どもの数によりまして10区分されております。4,000円から18万8,000円の範囲で増額となっております。以上でございます。よろしくお願ひします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第10号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第11号 市川市立小中学校通学区域審議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 義務教育課長

資料は8ページから10ページとなります。初めに提案理由でございますが、

市川市立小中学校通学区域審議会条例第4条に定める委員のうち、次の委員につきましては、任期が満了したため解嘱となり、新たに委員を委嘱する必要があるために提案させていただくものでございます。資料の9ページをごらんください。解嘱委員は、市川市議会が推薦した委員である1号委員の秋元のり子議員と大川正博議員の2名でございます。後任の1号委員は、市川市議会から新たに推薦いただきました大場諭議員と湯浅止子議員の2名でございます。なお、委嘱期間は平成21年6月定例教育委員会で議決のあった日から平成23年6月6日まででございます。なお、2号委員から4号委員の任期が平成21年7月16日をもって満了となるため、関係団体へ後任委員の推薦を依頼し、7月の定例教育委員会において、再度議案として提出する準備を進めているところでございます。審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第11号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第12号 平成21年度教科用図書葛南西部採択地区協議会規約の承認についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

お手元の資料11ページから14ページをごらんください。提案理由でございますが、教科用図書採択地区につきましては、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律に設置が定められており、本市は、千葉県教育委員会により、浦安市と本市との2市による葛南西部採択地区が設定されております。採択地区協議会は、地区内の教育委員会が同一の教科書を採択するための協議を行うため、その規約に関しては各市町村教育委員会による事前承認が必要となっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものでございます。なお、本年度は平成22年度使用の教科用図書のうち、学校教育法第34条及び特別支援学級や特別支援学校など特別支援教育実施において使用する学校教育法附則第9条の規定による一般図書の採択を行うものでございます。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようでの、議案第12号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第13号 平成21年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。なお、本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6号のただし書きの規定により、採択業務が完了する8月31日まで公開しないこととしてよろしいか、お諮りいたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

ご異議がないようですので、同条第7項の規定により討論を行わず公開しないことといたします。なお、本件につきましては、木日の案件がすべて終了してから行いたいと思います。次に議案第14号 市川市社会教育委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。

○ 生涯学習振興課長

お手元の資料の16ページから18ページをお願いいたします。市川市社会教育委員のうち3名が4月から6月上旬までの期間におきまして、推選団体の役職変更により解嘱の申し送りがございました。内訳といたしましては、社会教育委員設置条例第2条第1項第1号によります学校教育の関係者、第2号によります社会教育の関係者及び第4号によります学識経験者の各1名の委員が解嘱し、同条例第3条により新たに3名の補欠の委員を委嘱するものでございます。具体的には、学校教育の関係者で、市川市立第八中学校校長、丸山賢治委員の後任として市立妙典中学校校長、佐藤菊弥氏を、次に社会教育の関係者で、前市川市PTA連絡協議会副会長の芝田昇文委員の後任に現在のPTA連絡協議会監事の石井秀幸氏を、次に学識経験者で、前市川市議会環境文教委員長の稻葉健二委員の後任として現在の環境文教委員長の松永修巳氏を委嘱するものでございます。解嘱については、平成21年6月の定例教育委員会の議決のあった日の前日とし、委嘱は、同じく平成21年6月の定例教育委員会で議決のあった日とするものでございます。後任につきましては、前任者の残りの期間であります平成22年9月30日となります。このことによりまして、全体で男性委員は10名、女性委員は5名となります。なお、女性委員の構成比率は33.3%となります。また、委員の最高年齢は78歳、最少年齢は44歳で、平均年齢は62歳となっております。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第14号を採決いたします。ご異議はございませんか。

- 他の委員
異議なし。
- 宇田川委員長
異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。次に議案第15号 市川市博物館協議会委員の委嘱についてを議題といたします。それでは、提案理由の説明を求めます。
- 考古博物館長
19ページをごらんください。本案は、市川市博物館協議会委員の委嘱について委員会の議決を求めるものでございます。提案理由は、市川市博物館協議会委員の任期が本年7月4日をもって任期満了となるため、市川市立博物館の設置及び管理に関する条例第8条の規定に基づき、新たに委員の委嘱を求めるものです。博物館協議会は、博物館法で館長の諮問機関として位置づけられております。市川市では、考古、歴史、自然の3つの博物館の共通の協議会となっております。次に、20ページをごらんください。協議会委員名簿でございますけれども、1号委員は学校教育関係者、2号委員は社会教育関係者となっており、それぞれの推選母体から推選をお願いしているものです。また、3号委員は学識経験者を任命することとなっております。今回の選任に当たりましては、長期にわたって在任している方には、後進の育成や運営の活性化を図ることから、ご勇退いただいたことと、また、女性委員の登用を積極的に図ることといたしました。これらを勘案いたしましたところ、新任委員が9名、再任委員が6名となっております。新任委員の方では、1号委員では市川市立大柏小学校長の土屋敏幸氏、2号委員では家庭教育学級指導員の藤城彌榮子氏、PTA連絡協議会の五十嵐良彦氏、博物館友の会の村松勝美氏の3名です。3号委員では地元の自治会長で、農業、あるいは民俗資料に詳しい宇田川憲氏、理科教育がご専門の磯貝由美氏、環境考古学がご専門の山崎京美氏、生物環境がご専門で、市の自然環境実態調査委員も務められました越川重治氏、考古学、瓦や須恵器がご専門の酒井清治氏の5名です。委員数は、再任が6名、新任が9名の15名、性別では、男性が10名、女性が5名の構成で、女性の登用率は33%でございます。平均年齢は56.5歳、最高齢が69歳、最少年齢が42歳、最長の任期の方は14年となっております。任期は平成21年7月5日から23年7月4日までとなっております。以上でございます。
- 宇田川委員長
以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。質疑がないようすで、議案第15号を採決いたします。ご異議はございませんか。
- 他の委員
異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。続きまして、その他に入らせていただきます。(1)平成20年度市民からの意見等について説明をしてください。

○ 教育総務部次長

まず概略等から説明をさせていただきます。この市民からの意見、要望、質問等の報告につきましては、平成19年当時の、この3月で辞められました井関委員から、市民からいろいろな意見があるだろうけれども、そういうものがあればこの場で報告をしていただきたいというお話がございましたので、それから毎年報告をさせていただいているものでございます。本市のウェブサイトには市民ニーズという仕組みがございます。これは、ウェブを開いていただきますと、意見、要望、質問等という投稿できる部分がございますので、そこをあけて自分の意見を書いていただければ、基本的に5営業日以内に回答することになってございます。これは市の仕組みで、市民の皆様からの建設的な意見を市政の中に反映させようというのが趣旨でございます。この仕組みを利用して投稿されたものについて、今回集計をしたものが、お手元の資料の21ページ、22ページでございます。21ページが20年度の結果です。22ページが、この仕組みは平成14年からスタートしておりますので、14年から20年までの毎年の件数を集計したものでございます。最初に表の説明をさせていただきます。まず、部及び課・所等というのは、回答した所管課でございます。市民から意見、要望等がござりますと、それが担当部の次長にまず行きまして、次長から所管課長に送付します。所管課長は所管課の担当に渡しまして、回答文等を作成します。それを今度は逆に、課長で終わる場合もあれば、課長から次長に来て、市の総合的な窓口をやっています総合市民相談課に返す。それから、課を通して意見、要望をされたご本人にメールを返すという仕組みになっております。その表を説明させていただきますと、20年度の全体の件数でございますけれども、329件ございました。その表を見ていただくとわかるのですけれども、要望・苦情・意見が全体で194件、質問・相談が98件、提案・情報提供が23件、お礼、その他となっております。個々の区分につきましては、総合市民相談課で市全体の要望等、市民ニーズを利用されたものについて振り分けております。22ページは、過去7年間の推移でございますが、一目瞭然で、一番大きいのは、やはり生涯学習の図書館関係がメインになっております。2番目としては義務教育指導課、学校関係が多くなっております。3番目として教育総務部の就学支援課、幼稚園関係の数が、毎年同じような比率で出ております。これは表には明記しておりませんが、私のほうで集計したところ、平成14年から18年までは400件を超えておりました。一番多いのが480件、一番少ないので407件ございましたが、19年、20年につきましては330、329と、一番多いときに比べれば150

件程度減少はしています。ただ、実際この要望等は、毎年毎年、投稿される方が変わってまいりますので、必ずしも市民の方に満足をいただいているという結果ではございません。昨年のシステム改修で主な回答文の要約をこのシステムの中に取り入れております。本日別添でお渡ししたA3の紙が、実際に市民からいただいた意見、要望、右側が各所管課からの回答文要約でございます。これがすべてではございませんで、実際にはもっと長い文章が投稿文としてございます。私のほうからは以上でございます。この点について詳しく聞きたいということがあれば、ご質問いただければと思います。よろしくお願ひいたします。

○ 宇田川委員長

(2) 平成21年度市川市奨学生の決定について説明してください。

○ 就学支援課長

資料は23ページをごらんください。この奨学生事業でございますが、本市では昭和41年度に創設された事業であります。高等学校、または高等専門学校に通学する生徒を対象として支給するものであります。支給額は、国公立で月額9,000円、年間にしますと10万8,000円でございます。私立で月額1万5,000円、年間にしますと18万円となっております。先月5月19日に奨学生選考委員会を開催いたしまして、学力、家計の状況、人物等を総合的に判断していただき、選考結果の答申をいただきました。ここで奨学生として決定しましたことをご報告するものでございます。平成21年度の応募者数及び決定者数の状況につきましては、応募者数は国公立94名、私立が62名、合計156名でございました。これらの応募者につきまして、奨学生選考委員会での選考の結果、奨学生として国公立が85名、私立が54名、合計139名を選考していただき、決定をいたしました。また、補欠者といたしましては、同様にこの奨学生選考委員会におきまして、国公立が2名、私立が1名、合計3名の順位をつけていただき、補欠者として決定をいたしました。補欠者につきましては、奨学生としての決定者のうち、年度の途中におきまして市外転出による転校や、他の奨学生制度を利用する学生もおりますことから、その場合に予算の範囲内で支給するものでございます。なお、過去5年間の支給状況につきましても、下に表を入れさせていただきましたので、ご参照ください。以上でございます。

○ 吉岡委員

毎年出ていることですけれども、学力と経済状況と2つ加味して、学力がある程度達していて経済状況が悪い方に奨学生が出るわけですね。奨学生という名前からするとそういうことになるかもしれないのですけれども、学力が悪くて家庭の経済状況の悪い方は何か救う道があるのですか。

○ 就学支援課長

やはり学力も一定以上の基準を満たしていないと、この奨学生の対象から

は外れることになってしまいますので、ご質問のように、そういったところを救うというのは、この制度の中では、残念ながらできない状況であります。

○ 吉岡委員

経済状況が悪いために十分な教育が受けられないで、学力が悪い方はもっと悪くなる可能性があるわけですよね。前に問題になった事例がありました。それを考えると、学力が悪くて経済状況が悪い方の救い道は何かないのですか。

○ 就学支援課長

経済状況も、生活保護世帯よりも収入があってというご質問でよろしいでしょうか。

○ 吉岡委員

そうですね。

○ 就学支援課長

収入に関しましては、平均的な例として、家族4人でおおむね650万円未満を基準に見ていくので、それ以上収入がある方については別ですし、ある一定以下の学力ですと、この制度の対象にはならない状況でございます。

○ 宇田川委員長

次に(3)発達障害等支援・特別支援教育総合推進事業について説明してください。

○ 指導課長

資料24ページをごらんください。この事業は、文部科学省が全都道府県教育委員会に委嘱して行われる特別支援教育の基幹事業で、市川市が特別支援教育総合推進地域として、また、須和田の丘支援学校が特別支援教育推進校として、それぞれ県の指定を受けました。主な取り組みとしては、市川市個別の教育支援計画、仮称「市川スマイルプラン」の作成と活用、須和田の丘支援学校と共に研修会の実施でございます。市川スマイルプランにつきましては、保護者と就学前の関係機関、学校、卒業後の関係機関の連携が必要になり、学校側が作成の意義や作成の仕方、活用の仕方等に対して十分に理解して進められるよう、今後準備を進めていきたいと考えております。研修会につきましては、平成22年2月1日実施を予定しております。各学校1名以上の参加を呼びかけていきたいと思っております。以上でございます。

○ 五十嵐委員

個別の教育支援計画と個別の指導計画との関連はどのように考えていらっしゃいますか。医療、福祉、労働と、個別の教育支援計画は壮大ですよね。

○ 指導課長

各学校では個別の指導計画を作成しながら特別支援教育を進めております。就学前のお子さんも各関係機関でそれぞれ特別支援教育を行っております

すけれども、それを長いスパンで見ていくということで、この事業の指定を受けたことをきっかけに、市川市で就学前から卒業後までの個別の教育支援計画を作成していくというものです。

○ 宇田川委員長

次に(4)新型インフルエンザに対する本市教育委員会等のこれまでの対応について説明を求めます。

○ 保健体育課長

5月18日の県の通知文により、厚生労働省の対応に準じ、臨時休業の期間を従来の10日から7日に緩和されたことを受けまして、市川市におきましても同様の対応とすることといたしました。その翌日、5月19日に本市における定例園長・校長会議におきまして、義務教育課長から発生状況に応じた対応、臨時休業措置をとる場合の留意事項、行事への対応についての説明を行いました。その後、5月22日に京都市内で新型インフルエンザの感染が認められましたので、そちら方面に修学旅行を計画していた学校につきましては、各学校内で協議が行われました。その結果、京都府方面の修学旅行を延期した学校が2校、その他、長野方面とか東北方面への修学旅行の実施につきましては、校長判断で実施をしております。続きまして、5月25日、東京都、埼玉県の両都県、関東地方におきましても発症者があらわれてまいりました。このことに伴いまして、各学校、幼稚園に発熱等の状況がわかるような記載内容を入れた表を送りまして、欠席状況の調査をお願いいたしました。このことは、できる限り早い段階で発熱等の状況、兆候をつかんで、感染者が出ないように努めるためのものです。あわせて県の教育委員会では、臨時休業の範囲を、当初、教育事務所単位、こここの地域ですと葛南教育事務所になりますと、5市ございますけれども、その事務所単位から市町村単位へと変更の指示がございました。その中で、市町村においても臨時休業を行う範囲を地域の実情に応じてという緩和措置がとられましたので、市川市におきましてもこの指示を受けることとしております。6月8日、船橋市の中学校におきまして新型インフルエンザの発症者が確認されました。その学区の小中学校は、臨時休業の措置をとりましたけれども、この原因として、6日、7日の土日における剣道大会や陸上競技の記録会、ソフトテニス大会等の部活動の大会において感染したのではないかということが言われました。6月9日、火曜日、このことを受けまして、本市でも部活動で船橋市との交流がある場合などについては細心の注意を払い、健康観察を十分に行ってほしいという内容で通知を出したところでございます。続いて、6月10日、翌日、土日の近隣市における剣道ですとか陸上の大会に参加した生徒の健康観察につきまして、6月16日まで依頼し健康管理を把握することといたしました。この結果につきましては、毎日県教委に報告をしております。6月11日、ご案内のとおり、本市の東京に通う私立高校生が感染したとの報告がござい

ました。感染者に弟、妹等、市内の公立学校に通う児童生徒がおりませんでしたので、本市としては休業措置をとらないという危機管理部を中心とした対策本部の判断に従っております。この時期にあわせまして、船橋市で大変多くの人数の感染が認められましたので、船橋市の一部の地域が、厚労省から感染拡大防止地区と指定されましたので、改めて注意を促す通知を各学校、幼稚園、保護者に出させていただいたところです。続きまして、6月12日、当初、健康観察表を各学校・園から12日まで求めておりましたけれども、近隣市の状況で感染者が多く出ておりますので、もう1週間延長させていただくことを校長に伝えました。状況によっては、さらに延長することもあることを添えました。本日、県内で現在63名の確定の患者数がおると報告をいただいておりますので、引き続き各学校・園において健康観察ですか、うがい、手洗い等の予防対策はきちんと行ってもらいまして、健康管理に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

次に(5)平成21年度きらきら体験事業について説明してください。

○ 教育センター所長

お手元の資料25ページをごらんいただきたいと思います。本事業は、不登校等、学校に行きづらいと感じている児童生徒や、新たな体験を積んでさらに個性を伸ばしたいと考える児童生徒が、豊かな自然の恵みの中で、体験活動や人との触れ合いを通して、集団への適応力を養い自信を深めるなど、生きる力を高めることを目的とし、実施場所をこの6月にふなばし三番瀬海浜公園、7月に市川市少年自然の家、8月に千葉県君津亀山少年自然の家とさせていただきました。第1回目のふなばし三番瀬海浜公園につきましては、先週の12日、金曜日に3組の児童と保護者、計6名を迎えて、日帰りで行ってまいりました。潮干狩りと簡単なゲーム、お弁当と一緒に食べるなどの活動を通しながら、親子の会話、指導員との触れ合いが図れたものと考えております。第2回目の市川市少年自然の家につきましては、小学校4年生から中学校3年生とその保護者を対象とし、2泊3日で実施いたします。保護者への支援として、カウンセラーによる相談や座談会、聖徳大学の大学院生と子どもたちとの交流も計画しております。また、第3回目の君津亀山少年自然の家は、中学生を対象とし、1泊2日で行います。自分の家から少し離れたところに宿泊しながら、同じ年代の友だち、大学院生のお兄さん、お姉さんとの触れ合いを通して、事業の目的を達成するよう計画を立てているところでございます。2回目、3回目の宿泊を伴う体験につきましては、本事業の目的に合った児童生徒を優先し、参加者の決定をいたしまして、7月上旬に保護者と児童生徒への事前説明会を行うことにしております。なお、このきらきら体験におきましては、子どもたちが引率者や大学院生との温かい触れ合いや、一緒に参加した子どもたちとの体験活動を通して、新たな一步を踏

み出そうとするエネルギーを持てることを願っているものでございます。引き続きまして、もう1点ご報告させていただきたいことがございます。市川市教育委員会は、この6月3日、聖徳大学との教育連携に関する協定を締結いたしました。これは、先ほどご報告申し上げましたきらきら体験事業や、不登校児童生徒の訪問員の派遣等で互いに連携・協力してきたことが契機となって、今回の協定締結に至った次第でございます。連携・協力する内容といたしましては、(1)学校教育上の諸課題及び、学校内外における教育的支援に関する事項、(2)教員の養成・研修に関する事項、(3)生涯学習の推進に関する事項、(4)研究開発・共同研究に関する事項などとしておりますが、今後継続的な協議を進めながら、その内容の充実を図っていきたいと考えております。現時点での具体的な検討事項等、上がっておりますことについて、最後にご報告いたします。5つほどございます。1つは、教育課程内での学生ボランティアの充実、例えばコンピューター教育、キャリア教育といった授業の支援等、学生のボランティアの充実、2つ目といたしまして、ただいま説明いたしましたきらきら体験事業、あるいは不登校児童生徒への訪問事業のさらなる充実、3つ目といたしまして、教育連携校、連携園の設置、4番目といたしまして、教員研修の一環として聖徳大学の教職員の派遣、5つ目といたしまして、学校行事等における児童生徒と大学生との交流などを、現在検討させていただいているところでございます。以上でございます。

○ 五十嵐委員

きらきら体験に6月12日に行かれたのは、適応教室に通っているお子さん以外の子ですか。

○ 教育センター所長

今回の参加は新規でございます。適応指導教室以外のお子様が新規に参加をしてくださいました。

○ 五十嵐委員

わかりました。ありがとうございます。

○ 吉岡委員

このきらきら体験を否定するものでも何でもない、むしろいいことをやつていらっしゃるのではないかと思っているのですけれども、この効果というか評価を出していただけないかということを、私は毎年言っています。これは始まってからそんなに年月を経ていませんから、出せないという点もあるかもしれませんけれども、そういう評価をやらないといけないのではないかと思います。別に市川市でやる必要はない、場合によっては、聖徳大学の学生さんが加わっているわけですから、そこに評価をすることをやってもらったらいい。自然に触れ合ったり、日常から離れてやるのはいいと思いますけれども、このぐらいの短い期間で、果たして効果が出るのかなという感じはしています。それが、こういう意味でいいということがあつたら、いろ

いろいろな自治体も不登校ということでは困っているわけですから、そういう評価が出れば、市川市から発信したほうがいいのではないかと思います。

○ 教育センター所長

ご指摘ありがとうございました。具体的なデータ等については、早急に調査をして、またしかるべきときにご報告申し上げたいと思います。私の聞いた範囲のことでございますけれども、その子にもよりますけれども、夏休みに実施いたしますので、9月になって、子どもたちがこのきらきら体験を通して、学校のほうに意識が向いていった。今回も小学生で新規の3名がご参加いただいたのですが、表情もよく、大変穏やかな表情で参加してくれました。この子どもたちが適応指導教室にうまくつながっていってくれれば、そこで私どものほうでエネルギーを高めて、最終的には学校に向かっていくということも期待しているところでございます。それから、少し話が外れますが、ことし、適応指導教室の中学生の子どもたちが最初の開級式のときにはいさつをしてくれたのですが、ことしは僕は学校に少しでも行ってみたいと思いますとか、自分の進路を考え始めたお子さんがいたりとか、そういういた話もございましたので、このきらきら体験だけではないかもしれませんけれども、1人1人の子どもたちの中で成果が少しずつ上がってきているのかなという感想は持っております。データ等については、また後日ご報告させていただきたいと思います。

○ 吉岡委員

どうもありがとうございます。私は、評価として症例報告が一番大切だと思います。不登校といつてもいろいろなケースがあって、いろいろな状況があるわけですから、こういう症例にはこういう体験が結構いいということがわかるだけでも大分違うと思うのですね。ですから、今おっしゃっていましたけれども、そういうのがとても参考になるのではないかと思います。

○ 教育センター所長

わかりました。ありがとうございました。

○ 宇田川委員長

委員の皆様から他に何かございますか。

○ 吉岡委員

先ほどの話に戻るのですけれども、奨学金というのは、将来的に成績枠というのは取るつもりは全然ないですか。成績枠を必ずはめなくてはいけないものなのですか。

○ 就学支援課長

奨学生の支給要件としまして、学力、人物ともに優良であって、家庭の経済状況が悪い方ということが、この奨学金制度の趣旨でございますので、どうしても家庭の状況が困難であっても、ある一定の基準以上の学力を有していないと、この制度に合致しないというところです。貸し付けではございま

せんで、給付でございますので、返していただかなくていいわけですので、この基金と、財源は税金ですので、その辺の一定の基準は設けなければならないということはご理解いただきたいと思います。学力もないけれども、経済的にも悪いという方を対象に考えるのは、また別の問題になるかと思います。この制度の中では、どうしてもそういうふうになってしまいます。よろしくお願ひします。

○ 吉岡委員

どうもありがとうございました。

○ 宇田川委員長

議案第13号につきましては、会議規則第10条の規定により、指定する者以外は退席することとなりますので、教育次長、各部の部長、次長、指導課長、教育政策課長以外は退席してください。それでは、暫時休憩といたします。

――休憩――

○ 宇田川委員長

それでは、議事を再開いたします。議案第13号 平成21年度教科用図書葛南西部採択地区協議会委員の選任についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

○ 指導課長

お手元の資料15ページと、ただいま配られました委員の名簿をごらんください。提案理由といたしましては、教科書採択に当たっては、採択地区協議会において教育委員会の意思を反映する必要があり、そのため、採択地区協議会の委員を選任することとなっております。よって、市川市教育委員会事務委任規則第1条第12号に基づき、本日議案として提案するものです。なお、さきに議決いただきました葛南西部採択地区協議会規約第4条第2項の規定に基づき、市川市の委員6名を別紙のとおり提案させていただきたいと思います。以上でございます。

○ 宇田川委員長

以上で説明は終わりましたが、質疑はございませんか。

○ 吉岡委員

表のうち、下の1名の方はどうやって選ばれるのですか。PTAの会長が必ず自動的になるのでしょうか。

○ 指導課長

この協議会の委員としては、例年、市川市PTA連絡協議会の会長になっていただいております。

○ 吉岡委員

決まっているのですか。

○ 指導課長

保護者の代表ということで入っていただいております。

○ 学校教育部長

補足をさせていただきたいと思いますけれども、規約の中で「保護者等の代表」という表記になっておりますので、PTA連絡協議会の会長職がこれに当たるということではもちろんございません。あくまでも「保護者等の代表」という規約の中で、それに該当する、またはそれにふさわしい方につきまして協議した上で、ふさわしい方としてPTA協議会の会長を選んでいるという手續になっております。

○ 宇田川委員長

他に質疑がないようですので、議案第13号を採決いたします。ご異議はございませんか。

○ 他の委員

異議なし。

○ 宇田川委員長

異議なしと認めます。本案は原案のとおり可決いたしました。これをもちまして、平成21年6月定例教育委員会を閉会いたします。

(午後3時3分閉会)

署名委員

委員長

宇田川進

委員

吉岡傳之

委員

中村ひい江